

令和7年・令和8年業種別労働災害発生状況(令和8年4月末現在)

千葉労働基準監督署

	死亡災害				休業4日以上の死傷災害				備考
	令和7年 確定値	令和7年分 (令和7年4 月末日現在)	令和8年分 (令和8年4 月末日現在)	対前年同 期増△減	令和7年 確定値	令和7年分 (令和7年4 月末日現在)	令和8年分 (令和8年4 月末日現在)	対前年同 期増△減	
製造業(1号)	食料品製造業		1	△1	56	17	13	▲4	▲23.5
	1 肉・乳製品製造業(内数)			0	8	0	1	▲1	999.0
	4 パン・菓子製造業(内数)	1		0	7	3	2	▲1	▲33.3
	9 その他の食料品製造業(内数)			0	37	12	9	▲3	▲25.0
	2,3 繊維・繊維製品製造業			0	0	0	0	0	0.0
	4 木材・木製品製造業			0	5	0	0	0	0.0
	5 家具・装備品製造業			0	0	0	0	0	0.0
	6,7 紙製造・印刷・製本業			0	4	1	3	2	200.0
	化学工業			0	15	1	3	2	200.0
	1 無機・有機化学製品製造業(内数)			0	3	0	2	2	999.0
	4 石油・石炭製品製造業(内数)			0	1	1	0	▲1	▲100.0
	5 プラスチック製品製造業(内数)			0	2	0	1	1	999.0
	9 窯業・土石製品製造業			0	6	1	1	0	0.0
	10 鉄鋼業			0	7	1	2	1	100.0
	11 非鉄金属製造業			0	2	0	1	1	999.0
	12 金属製品製造業	1		0	31	12	6	▲6	▲50.0
	13 一般機械器具製造業			0	6	1	1	0	0.0
14 電気機械器具製造業			0	3	1	1	0	0.0	
15 輸送用機械器具製造業			0	10	3	1	▲2	▲66.7	
16 電気・ガス業			0	6	1	1	0	0.0	
17 その他の製造業			0	27	9	5	▲4	▲44.4	
小計	1	1	0	△1	178	48	38	▲10	▲20.8
建設業(2号)			0	0	0	0	0	0.0	
1 土木工事業		1		△1	23	6	5	▲1	▲16.7
建築工事業	5			1	62	13	12	▲1	▲7.7
2 1 鉄骨・鉄筋家屋建築工事業(内数)	2			0	20	7	4	▲3	▲42.9
2 2 木造家屋建築工事業(内数)	1			0	14	4	1	▲3	▲75.0
3 その他の建設業			0	0	57	8	6	▲2	▲25.0
小計	5	1	0	0	142	27	23	▲4	▲14.8
運輸交通業(4号)	1 鉄道・水運等業			0	3	0	1	1	999.0
2 道路旅客運送業			0	0	21	3	2	▲1	▲33.3
3 道路貨物運送業	2			1	181	36	44	8	22.2
4 その他の運輸交通業			0	0	1	1	0	▲1	▲100.0
小計	1	0	1	1	206	40	47	7	17.5
4号3及び5号1 陸上貨物運送事業	2	0		1	189	41	45	4	9.8
貨物取扱業(5号)	1 陸上貨物取扱業			0	8	5	1	▲4	▲80.0
2 港湾運送業	1			0	1	3	2	▲1	▲33.3
小計	1	0	0	0	9	8	3	▲5	▲62.5
農林業(6号)				0	6	0	0	0	0.0
畜産・水産業(7号)				0	3	0	0	0	0.0
その他の事業(第三次産業)	商業	1		0	240	48	46	▲2	▲4.2
1 卸売業(内数)				0	38	2	7	5	250.0
小売業(内数)	1			0	153	38	26	▲12	▲31.6
8号 1 各種商品小売業(内数)				0	50	5	9	4	80.0
5 新聞販売業(内数)				0	4	6	3	▲3	▲50.0
9 その他の小売業(内数)				0	85	25	14	▲11	▲44.0
4 1 倉庫業(商業の内数)				0	25	3	5	2	66.7
11号 通信業				0	23	9	7	▲2	▲22.2
13号 1 医療保健業				0	45	2	9	7	350.0
2 社会福祉施設				0	156	31	18	▲13	▲41.9
接客娯楽業				0	114	21	23	2	9.5
14号 1 旅館業(内数)				0	10	1	0	▲1	▲100.0
2 飲食店(内数)				0	71	8	17	9	112.5
3 1 ゴルフ場(内数)				0	22	9	5	▲4	▲44.4
2 公園・遊園地の事業(PT)	1			0	1	0	0	0	0.0
清掃・と畜業				0	92	22	16	▲6	▲27.3
15号 1 ビルメンテナンス業				0	53	14	9	▲5	▲35.7
2 産業廃棄物処理業				0	22	4	4	0	0.0
17号 1 派遣業				0	1	0	6	6	999.0
2 1 警備業				0	30	12	8	▲4	▲33.3
上記以外の事業				0	84	18	15	▲3	▲16.7
小計	2	0	0	0	785	163	148	▲15	▲9.2
総合計	11	2	0	0	1,329	286	259	▲27	▲9.4

※ 本統計の数値は、労働者死傷病報告に基づく数値になります。(死亡災害を含む。)

休業4日以上の死傷災害の数値は、前月末までに受け付けた労働者死傷病報告のうち新型コロナウイルス罹患者を除いて集計したのになります。

## 令和7年死亡災害発生状況(確定)

No.	発生 月日	事故の型	起因物	業種	性別	年齢	災害の概要
1	1/9	崩壊・倒壊	建築物・構 築物	その他の建 築工事業	男	73	11階建SRC造建物を解体中、中三階床に解体した廃材を置き、三階梁を切断していたところ、中三階床が崩落、崩落箇所の二階床は解体済みであったため、一階のダンプトラック荷台で仕分け作業を行っていた解体工2名と運転席にいた運転手1名が下敷きになった。
2	2/14	その他	起因物なし	一般貨物自 動車運送業	男	59	道路の路肩に停車している被災者が担当するタンクローリーを見かけた同僚が、運転席を確認したところ、異変を感じて救急車を要請した。被災者は搬送先の病院で急性大動脈解離により死亡した。被災者は長時間労働による過重労働が認められた。
3	3/8	交通事故	トラック	一般貨物自 動車運送業	男	48	商品を配送するため、4トントラックを運転し、高速道路(片側2車線)の追い越し車線を時速90キロ程度で走行していたところ、前方を走行していたダンプトラックに追突し、死亡した。
4	5/20	墜落・転落	開口部	鉄骨・鉄筋 コンクリ ート造家屋建 築工事業	男	29	SRC造地上7階地下3階建て建物の建設工事において、被災者が屋上のデッキプレート敷込み作業を行っていたところ、デッキプレートがまだ敷かれてなく開口部となっていた箇所から、高さ約27mの吹き抜け構造となっている3階の床に墜落し、死亡した。また、3階で作業を行っていた労働者1名が被災者に激突され、負傷した。
5	6/4	交通事故	バイク	その他の小 売業	男	19	ピザをバイクで配達中、交差点内でトラックと出会い頭に衝突し、心肺停止となり死亡した。
6	6/17	おぼれ	その他乗り 物(船舶)	その他港湾 運送業	男	44	はしけ(エンジン搭載のない、タグボートによりけん引又は推進されて航行する船舶)が係留されている湾内の岸壁付近の海中に沈んでいるところを発見され、死亡が確認された。被災者は、単独ではしけの運航業務に従事しており、待機中に何らかの原因で海中に転落したものと考えられる。被災者はライフジャケットを着用していなかった。
7	6/30	墜落・転落	その他の建 設機械等	木造家屋建 築工事業	男	53	コンクリートの打設作業を終えた被災者は、ミキサー車のホッパーにコンクリートポンプ車のホース先端を挿し込み、コンクリートポンプ車に残っていた生コンクリートをミキサー車に排出する作業を一人で行っていが、ミキサー車上のステップから墜落し、ミキサー車付近の地面に意識がない状態で倒れているところを発見され、脳死と判定された。
8	7/4	激突され	掘削用機械	その他の建 築工事業	男	50	資材置場において、移動式クレーン機能付きドラグ・ショベル(つり上げ荷重0.9トン)を使用し、移動式クレーンモードに切替せずに架設材(長さ4メートルの単管50本、重量約0.5トン)をつり上げ、運搬していたところ、ドラグ・ショベルが横転し、近くで作業を行っていた被災者が下敷きになった。
9	8/26	交通事故	トラック	建築設備工 事業	男	53	住宅用の井戸のポンプの配管の水漏れ修理工事で作業を行っていた被災者が、掘削箇所の埋め戻し作業を行うにあたり、作業箇所にあった不用品を軽トラックで処分場に運び込み、そこから工事現場に戻る途中、道路を走行中に左側に設置されていた街路灯に衝突し、死亡した。
10	11/21	激突	その他の環 境等	その他の接 客娯楽業ー その他	男	30	動物園の象舎において、アジア象(体重約1.7t)の檻の清掃作業を行っていた被災者の叫び声を聞いた同僚が駆け付けたところ、被災者が作業を行っていた檻に隣接する別のアジア象(体重約3.0t)の檻の内部で倒れている被災者を見つけた。被災者は頭部などを負傷しており、死亡した。
11	11/24	墜落・転落	高所作業車	その他の金 属製品製造 業	男	59	鋼製橋桁の熱ひずみを加熱して矯正する作業を行っていた被災者が、使用していた高所作業車から約1.5m墜落した拍子に、持っていたガスバーナーの炎が作業着に引火して全身を火傷し、46日後に搬送先の病院で死亡がした。

# 高齢者の労働災害防止のための指針 (エイジフレンドリー指針)を策定しました

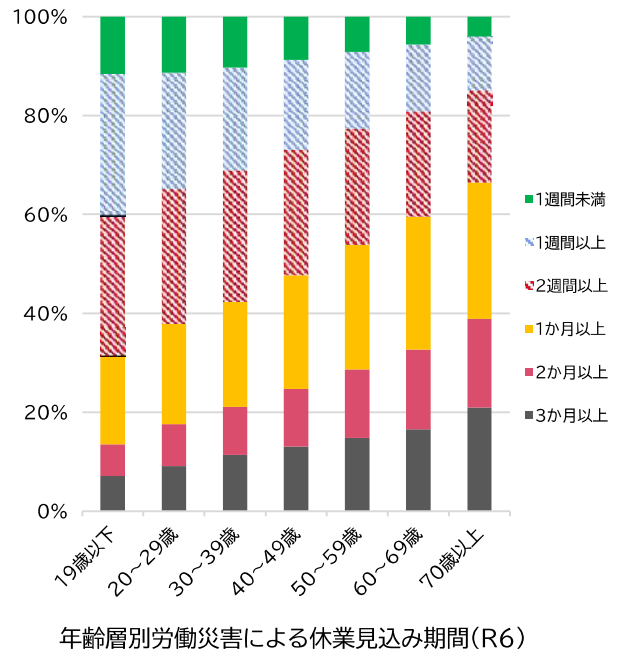
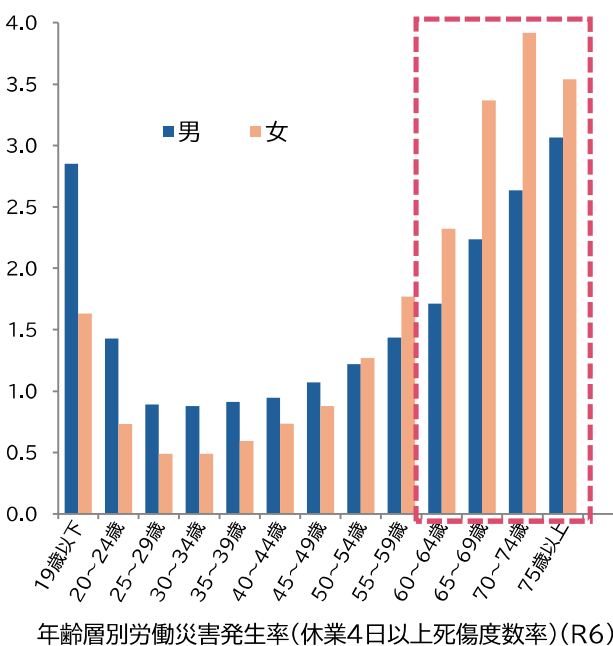
## 概要

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律(令和7年法律第33号)により、高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となったことを受け、令和8年2月に、「高齢者の労働災害防止のための指針」(エイジフレンドリー指針)を策定しました。

このリーフレットは、エイジフレンドリー指針の主なポイントや高齢者の労働災害防止対策をまとめたものです。皆さまの事業場での、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等に、ぜひご活用ください。

## 高齢者をめぐる労働災害の現状

高齢者は他の世代と比べて、労働災害の発生率が高く、災害が起きた際の休業期間が長い傾向があります。



社会の高齢化に伴い、高齢者の労働災害発生率は、今後さらに増加することが予想され、高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、適切な作業の管理等の取り組みが重要です。

[指針の主なポイントは次頁をご覧ください⇒](#)

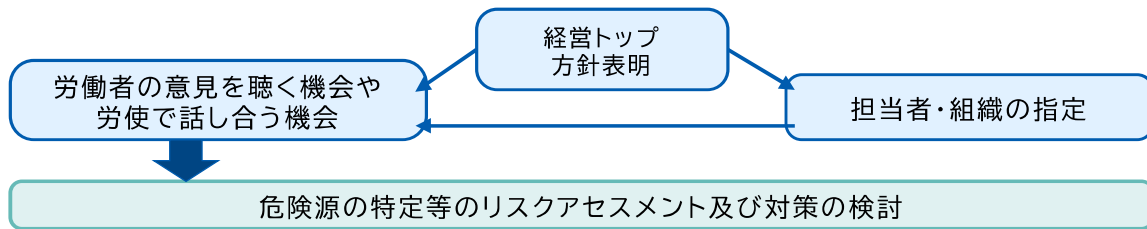
## 事業者が講ずべき措置

### 1. 安全衛生管理体制の確立等

#### 経営トップによる方針表明及び体制整備

- ・ 経営トップが高年齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化します。
- ・ 高年齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合ひましょう。

事業場における安全衛生管理の基本的体制



#### 高年齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高年齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出して対策の優先順位を検討し、その結果も踏まえ以下の2～5を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めましょう。

ポイント!

リスクアセスメントにおける危険源の洗い出しについては、職場のあんぜんサイト（労働災害事例）に掲載されている、災害事例やヒヤリハット事例を参考にすることができます。



### 2. 職場環境の改善

1で実施したリスクアセスメントの結果に基づき、身体機能の低下を補う設備・装置の導入（最優先）と高年齢者の特性を考慮した作業管理を検討します。

身体機能の低下を補う設備・装置の導入事例

墜落の危険性がある階段	足腰に負担のある移乗作業	暑熱環境での作業
 <p>階段に手すりを設置する又は段差をなくしスロープにする</p>	 <p>リフトやスライディングボード等の導入</p>	 <p>空調服の導入</p>

ポイント!

設備・装置の導入を検討した後に、高年齢者の特性を考慮した作業管理（複数作業の同時進行を避ける、暑さに対する自覚症状が低下しやすい傾向がある高年齢者に水分補給を勧奨することなど）についても検討しましょう。

### 3. 高齢者の健康や体力の状況の把握

#### 健康状況・体力の状況の把握

- ・ 法令で定める健康診断を確実に実施しましょう。
- ・ 体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施しましょう。※これらの情報については、適正な取り扱いが必要です。

#### ポイント!

身体機能の低下は20～30代から始まる場合があるため、体力チェックは青年、壮年期から開始することが望ましいです。また、体力チェックが高負荷になりすぎないように十分配慮します。例えば以下のようなツールを活用することができます。

転倒等リスク評価 セルフチェック表	全身持久力の 評価方法	新体力テスト	
 厚生労働省	 労働安全衛生総合研究所	 スポーツ庁	

### 4. 高齢者の健康や体力の状況に応じた対応

#### 個々の高齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置

健康や体力の状況を踏まえて、必要に応じ就業上の措置を講じましょう。

#### 高齢者の状況に応じた業務の提供

高齢者の治療と就業の両立については「治療と就業の両立支援指針」に基づく取組に努めましょう。

#### 心身両面にわたる健康保持増進措置

集団及び個々の高齢者を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましいです。

#### ポイント!

業務内容の決定の際は、健康や体力の状況に応じて、安全と健康の観点を踏まえた適合する業務とのマッチングに努め、継続した業務の提供に配慮しましょう。

### 5. 安全衛生教育

#### 高齢者に対する教育

- ・ 法令に基づく教育等を確実に行いましょう。
- ・ 作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするには、十分な時間が必要です。高齢者が経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行いましょう。

#### 管理監督者等に対する教育

高齢者特有の特性と高齢者の安全衛生対策について教育を行いましょう。

#### ポイント!

- ・ 管理監督者へは、高齢者の作業に無理がないかを把握する重要性を教育します。  
(高齢者が実際に働いている現場を見て、声かけ等をする)
- ・ 教育の計画を立案する際に、複数の災害を対象として共通する事項とそれぞれの災害を対象とした事項の両方を行うことが望ましいです。

## 労働者と協力して取り組む事項

事業者は、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努め、個々の労働者は、自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下で取組を進めることが必要です。

## 国、関係団体等による支援

個別事業場に対するコンサルティング等の活用としては、中央労働災害防止協会の中小企業安全衛生サポート事業を、補助金については厚生労働省で実施するエイジフレンドリー補助金を、社会的評価を高める仕組みについてはSAFEアワード等を活用することができます。



## エイジフレンドリー補助金について

### 補助金の目的

- ・ 高年齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導などの費用を補助します。
- ・ 高年齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を支給します。



### 対象となる事業者

次のいずれも満たす中小企業事業者であること

- ・ 1年以上事業を実施していること
- ・ 役員を除き、自社の労災保険適用の高年齢労働者(60歳以上)が常時1名以上就労していること

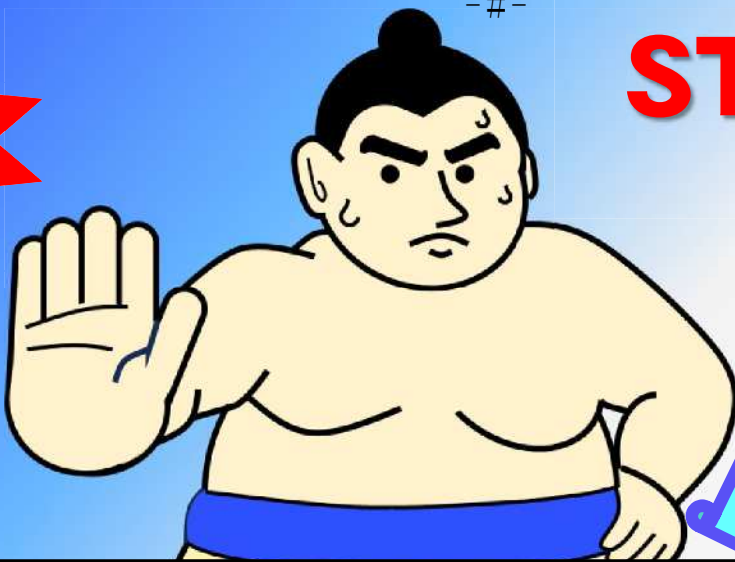
### 【参考】エイジフレンドリー補助金の申請対象となる中小企業事業者の範囲

業 種		常時使用する労働者数 ※1	資本金又は出資の総額 ※1
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉(※2)、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※1 常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。

※2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。

この補助金は、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会が補助事業の実施事業者(補助事業者)となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。



# STOP! 熱中症



千葉労働局  
ホームページへ

千葉労働局健康安全課  
オリジナルキャラクター



## クールワークキャンペーン

リスクが高まる作業

「WBGT 28 度以上又は気温 31 度以上の環境下で連続 1 時間以上又は 1 日 4 時間を超えて実施」が見込まれる作業

### 基本的な考え方



労働者はお互いの健康状態について留意、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の者に申し出る。

ケース：意識障害等の場合



(例) 作業員の様子がおかしい…



(例) 医療機関への搬送、救急隊要請



(例) 救急車が到着するまで作業着を脱がせ水をかけ全身を冷却

現場の実態に即した具体的な対応

### 現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」が事業者には義務付けられています。

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨報告するための体制整備及び関係作業員への周知

- 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう
- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
  - ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知

# キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省  
熱中症予防情報  
サイト



STEP  
1

## 暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握  
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP  
2

## 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

**暑さ指数の低減**  
準備期間に検討した設備対策を実施

**休憩場所の整備**  
準備期間に検討した休憩場所を設置

**服装**  
準備期間に検討した服装を着用

**作業時間の短縮**  
作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止

**プレクーリング**  
作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる

**水分・塩分の摂取**  
水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮）

**暑熱順化への対応**  
熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整  
※新規入職者や休み明け作業者は別途注意すること

**健康診断結果に基づく対応**  
次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢

**日常の健康管理**  
当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認

**作業中の作業者の健康状態の確認**  
巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組み合わせる等作業者にお互いの健康状態を留意するよう指導

**異常時の対応**  
あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底  
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応  
※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風すること**などにより身体を冷却  
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）

### 重点取組期間

7月-8月

にすべきこと



- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 熱中症のおそれがある者を発見したときは、躊躇することなく救急隊を要請